

省ニ於テ處理セラルルコトト相成候條爾今地方單獨ノ通報ハ之ヲ差控ヘ該當ノ場合
ハ其ノ都度實情ヲ具シ當方ヘ報告相成様致度

丙

昭和十三年六月四日

主任

警保局

警務課長

事出官



合議局號及受送月								主管理局號及受送月							
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
<p>花柳病豫防法第二條及第三條施行ニ 關スル件</p> <p>花柳病予防法第二條及第三條ニ未施行ナリシガ 四月二十日ヨリ之ヲ施行シ創設ノ如ク診療所設 置ニ關シ厚生局長ヨリ地方長官ニ通牒アリシニ 付本件官署</p>															

第 第
 號 號
 日 日 日 日 日 日
 月 月 月 月 月 月
 年 年 年 年 年 年

尚花柳病多發思想警察一團之訓練如何及
 之地方長官之通牒アキ仰ヤ伝言宛

厚生省發豫第三一號

昭和十三年五月五日

厚 生 次 官

花柳病豫防法施行ニ關スル件依命通牒

花柳病豫防法ノ主旨トスル所ハ昭和三年六月二十三日發衛第五〇號ヲ以テ通牒致候
 通賣淫者ニ依ル花柳病ノ傳播ヲ防止スルモノニ有之候モ同法ノ骨子タル第二條及第
 三條ノ規定ハ従前未施行ニ有之候處去ル四月二十日ヨリ施行セラルルコトト相成候
 ニ就テハ左記事項留意ノ上本法施行上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

- 一 診療所ノ位置及設計ニ關シテハ深甚ナル考慮ヲ拂ヒ診療所開設後ニ於テ十分之ヲ利用シ得ルヤウ善處セシメラルコト
- 一 診療所ノ名稱ニハ被診療者ニ及ボス影響ヲ考慮シ可成「花柳病」「淫病」ノ字句ヲ明記セザルコト
- 一 診療ハ泌尿器科又ハ婦人科ノ専門醫ヲシテ之ニ當ラシムルコト
- 一 診療所設置後之ヲ利用スベキ業態者ノ檢診ハ可成本診療所ニ於テ受ケシムルヤウ取計ヲハルルコト
- 一 診療ノ費用ヲ負擔スル公共團體ガ當該診療所ニ要スル經費中被診療者ノ雇主、抱主等ヨリ徴收スル部分ハ可成其ノ三分ノ一ヲ超エザルコト

厚生省發豫第三〇號

昭和十三年五月五日

厚生省豫防局長

花柳病豫防思想啓發ニ關スル件依命通牒

花柳病ノ豫防撲滅ハ刻下喫緊ノ要務ニ有之隨テ之ガ對策トシテ花柳病豫防法第二條及第三條ノ施行召集解除者ノ花柳病治療等曩ニ通牒ノ次第ニ有之候處更ニ間接的方策トシテ本病ノ豫防思想ヲ啓發シ其ノ蔓延ヲ防止致度候ニ付テハ左記事項御留意ノ上有効適切ナル方策ヲ講ジ萬遺憾ナキヲ期セラレ度尙本事業施行ニ要スル經費トシ

テ別途指令セラレ候ニ付テハ貴縣ニ於テモ之ガ實施ニ必要ナル金額ヲ支出相成度

記

- 一 本事業ハ健康週間ヨリ始メ本年度中繼續シテ之ヲ行フコト
- 一 健康週間中ニアリテハ一般人ハ勿論娼妓業者及業者ヲ對象トシ曩ノ衛生局長通牒ニ依ル參考事例ヲ參看シテ行ハルルコト
- 一 健康週間以後ニアリテモ一般人ハ勿論娼妓、業者及業者ヲ對象トシ座談會講演會等ヲ開催シ本病ニ對スル正シキ認識ヲ深メシメ以テ豫防思想ヲ啓發スルコト
- 一 娼妓、業者及業者ノ座談會ニハ映畫、臘油工標本、印刷物等ヲ利用スルコト尙此ノ機會ニ豫防具、豫防劑ノ使用ト洗滌設備ノ設置利用ヲ勸奨スルコト
- 一 本事業ニシテ一般人ヲ對象トスル場合ニ於テハ映畫フィルム及印刷物等ヲ利用

スルコト

- 一 奨勵費ハ健康週間中花柳病豫防ニ關スル經費ニ若干支出セララルルハ可ナルモ本事業ハ年度中繼續實施スルモノナレバ經理上遺憾ナキヲ期セララルルコト
- 一 實施計畫樹立ノ上ハ其ノ内容ヲ速ニ本省ニ報告セララルルコト

花柳病豫防法 抜萃

内務省

第二條 主務大臣ハ業態上花柳病傳播ノ虞アル者ヲ
診療セシムル為市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ
公共團體ニ対シ診療所ノ設置ヲ命スルコト
ヲ得

第三條 国庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ前條ノ規定
ニ依リ診療所ヲ設置スル市其ノ他ノ公共團體
ニ対シ其ノ診療所ニ關シ市其ノ他ノ公共團體
ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス